

とっとり花回廊友の会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会はとっとり花回廊友の会（以下、「友の会」という。）と称し、事務局を鳥取県西伯郡南部町鶴田110 とっとり花回廊（以下、「花回廊」という。）に置く。

(目的)

第2条 友の会は、花と緑を愛好する会員が、花回廊への来園を通して花と緑に親しみ、講習会等への参加により自然に関する知識を一層向上させるとともに、花回廊の魅力を幅広く発信してもらうことを目的とする。

(事業)

第3条 友の会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 花と緑に関する講習会、見学会等の開催
- (2) 希望者が参加する以下のボランティア活動
 - A 除草ボランティア
 - B ガイドボランティア
 - C 植え付け、抜き取りボランティア
- (3) その他、友の会の目的を達成するために必要な事業

(会員及び会費)

第4条 友の会の会員は、この規約の内容に同意し、会費を添えて申し込みのあった者及び園長が特に認めた者とする。

2 会員種別及び会費（消費税及び地方消費税の額を含む）は下記のとおりとする。

ただし、各種キャンペーンにより期間限定で特別料金とする場合がある。

会員種別		会費	手續場所	支払方法
友の会 カード会員	大人	3,500円	管理事務所	現金・クレジットカード・電子マネー・コード決済
	小中学生	2,000円		
入園フリーパス	大人	3,000円	申込者のスマホ等 (※)	クレジットカード
	小中学生	1,800円		

※入園時にアプリを起動して会員証が表示できる電子機器

- 3 各種会員手続きには本人確認のため、生年月日の登録は必須とする。
- 4 小中学生会員の申込みについて、新規会員は入会日時点で小中学校に在籍であること、継続会員は有効期限初日時点で小中学校に在籍であることを条件とする。
- 5 会費は前納とし、既に納入した会費は会員期間満了前の退会であっても返還しない。
- 6 会費は友の会事務局に直接納入するか、事務局が指定する方法で支払うものとする。

(会員証)

第5条 会員には会員証を発行する。

- 2 会員証は会員本人のみが使用できるものとし、第三者に譲渡又は貸与することはできない。
- 3 会員は会員証の紛失又は盗難があった時は、すみやかに事務局に届け出るものとする。

- 4 カード会員証が紛失、盗難、汚損などにより使用不能となった場合は、有償で再発行を行う。その際、カード発行手数料として500円（税込）を申し受けることとし、旧カードは自動的に失効するものとする。
- 5 紛失・盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員又は当施設に損害が生じた場合、会員がその損害の責を負うものとする。

(会員期間)

- 第6条 会員期間は、入会日より1年後の同月末までとする。
- 2 会員期間の継続を希望する会員は、有効期限月の初日から継続の手続きをすることができる。なお、カード会員の継続手続きにはカード会員証が必要となる。
 - 3 前項の手続きをした場合の会員期間は、当該継続前の期間満了日の翌日から1年間とする。
 - 4 入園フリーパスの申込み次年度以降の会員資格は、登録のクレジットカードから年会費の自動引き落としによる納入をもって自動更新される。

(届出事項変更)

- 第7条 会員は、氏名、住所、電話番号に変更があった場合には、速やかに事務局に届け出るものとする。または、アプリ上で自ら変更するものとする。

(禁止事項)

- 第8条 会員は、花回廊が提供するカード会員および入園フリーパスに関するサービス（以下、「本サービス」という。）を利用するにあたり以下に記載する行為を行ってはならないものとする。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為
- (3) 犯罪行為に関連する行為
- (4) 花回廊及び他の会員、またはその他第三者の著作権、財産権、名誉、プライバシー、ノウハウもしくはその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
- (5) 前号のほか、花回廊及び他の会員またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為、及び与えるおそれのある行為
- (6) 花回廊及び他の会員またはその他の第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙活動またはこれに類する行為
- (8) 政治、宗教、性風俗に関する活動を行う行為
- (9) 花回廊の書面（電磁的方式を含む）による承諾なく、本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して行われる営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為
- (10) 花回廊、他の会員、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (11) 入園フリーパスの登録時に指定したメールアドレスまたはパスワード、もしくは登録情報を第三者に開示、貸与もしくは譲渡する等、不正に使用する行為
- (12) 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- (13) 花回廊のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (14) 他の会員に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (15) 不正な目的を持って本サービスを利用する行為
- (16) 他の会員に成ります行為
- (17) 花回廊が許諾しない本サービス上の宣伝、広告、勧誘、または営業行為

- (18) 本規約に違反する行為、または違反するおそれのある行為
- (19) 花回廊のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (20) その他、花回廊が不適切と判断する行為

(賠償責任)

- 第9条 花回廊は、本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、提供される情報等の流出もしくは焼失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員または第三者の損害について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- 2 会員が本サービス利用に係る不正行為によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、花回廊に損害を与えることのないものとする。
 - 3 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって花回廊に損害を与えた場合、花回廊は当該会員に対して当該損害（紛争解決に要した弁護士費用、人件費及び逸失利益を含む）の請求ができるものとする。

(退会及び会員資格の喪失)

第10条 会員は次に記載する事情が生じた場合は退会もしくは会員資格の喪失となる。

- (1) 花回廊の定める退会手続きがされたとき
- (2) 第4条第2項に定める会費の納入がされなかったとき

(利用制限及び登録抹消)

第11条 花回廊は、会員が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、事前の通知なく、会員に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または会員としての登録を抹消することができるものとする。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 破産手続開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (4) 会費の支払を行わなかつた場合
- (5) 会員登録を多重にしている場合
- (6) 会員の所在が花回廊に不明となった場合、及び電話または電子メールによる会員との連絡が取れなくなった場合
- (7) 反社会的勢力への協力または関与があったことが判明した場合
- (8) その他花回廊が会員として適当でないと判断した場合

2 花回廊は、前項に基づき花回廊が行った行為により会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(特典)

第12条 会員は、会員証の呈示等（第2号を除く）によって次の特典を得ることができる。ただし、第3号から第9号についてはカード会員のみの特典とする。

- (1) 会員証の2次元コードを読み取り機にかざすことによる無料入園
- (2) 友の会事業への参加
- (3) 売店等での商品の割引購入
- (4) 同伴者の入園料の割引（同伴者が購入する場合も可）
- (5) ギフト入園券の割引購入

- (6) 継続者にプレゼント進呈
 - (7) 小中学生会員のフラワートレイン無料乗車
 - (8) レストラン花かいろうでの割引購入（同伴者分を含む一会計）
 - (9) 提携施設の利用料割引等（対象人数が複数の施設については同伴者が購入する場合も可）
- 2 前条各号の特典が得られるのは会員本人のみである。

（個人情報）

第13条 会員の氏名、住所、生年月日、性別及び電話番号等の個人情報は、関係法令及び一般財団法人鳥取県観光事業団の諸規程に基づき適切に管理するとともに、友の会の運営目的以外に利用しない。

- 2 会員の個人情報は、花回廊以外の第三者への提供はしない。ただし、法令等により認められる場合は、第三者に提供することがある。

（その他）

第14条 この規約は、必要に応じて適宜改正することができる。この場合の改正内容については、花回廊の園内掲示等で告知する。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 この規約に定めのない事項は、必要に応じて定めるものとする。

附則 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成23年3月1日から施行する。

附則 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和8年1月1日から施行する。